

公募型プロポーザル方式に係わる手続き開始の公示(要請書)

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

令和 5 年 9 月 12 日

Social Knowledge Bank 合同会社

本資料は、Social Knowledge Bank 合同会社が各種業務を実施するにあたり、高度な創造性、技術力、専門的な技術(知識)及び経験を有する者から技術提案を募集し、参加した業者から、受託候補者を選定することに関しての必要な項目を定めたものである。

1. 業務概要

- (1)業務名:令和 5 年度 分散ストレージ環境に関する調査検討実証業務(以下「本業務」という。)
- (2)履行場所:北海道河西郡更別村
- (3)業務内容:別紙「令和 5 年度 分散ストレージ環境に関する調査検討実証業務 業務仕様書」のとおり
- (4)履行期間:契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- (5)予算額:31,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。
- (6)本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
 - ①農業や交通、住民情報等の安全な分散データ管理技術及び、それらの技術を活用したビジネスモデル構築に関する提案

2. 参加資格要件

本プロポーザルは、Social Knowledge Bank 合同会社への参加企業及び参加の意向がある企業のみが参加可能である。但し、業務共同体の代表企業が Social Knowledge Bank 合同会社参加企業であれば、その他の企業も参加を認める。

(1) 単体企業

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- 2)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- 3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は役員等が同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと、かつ更別村暴力団等排除措置要綱(平成 25 年 3 月 29 日 訓令第 22 号)に定める除外措置要件に該当しないこと。
- 4) 配置する管理技術者及び、主担当技術者等が、十分な業務遂行能力を有していること。

(2) 業務共同体

上記(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される業務共同体であること。

別添の「業務共同体協定書」を提出すること。(業務共同体協定書第 8 条に基づく協定書の分担業務額は、見積書と合わせての提出とする。)

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

選定基準について以下に示す。評価点については別紙 1 参照。なお、実績証明となる資料を添付すること。業務実績や公的資格については、業務共同体で応募する場合、代表企業が有している場合は業務共同体として能力基準に達していると認める。

(1) 参加表明者の経験及び能力の基準

・過去 10 年間(2013 年 4 月から 2023 年 3 月まで)に、分散ストレージに関する事業及び研究実績を有する。

(2) 配置予定管理技術者の経験及び能力

・過去 10 年間(2013 年 4 月から 2023 年 3 月まで)に、分散ストレージに関する事業及び研究実績を有する。

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

・別紙 1 参照

4. 技術提案書を特定するための評価基準

選定基準について以下に示す。評価点については別紙 1 参照。なお、実績証明となる資料を添付すること。

(1) 配置予定代表担当技術者の経験及び能力

・過去 10 年間(2013 年 4 月から 2023 年 3 月まで)に、分散ストレージに関する事業及び研究実績の最新技に関する業務実績を有する。

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他

・別紙 1 参照

(3) 評価テーマに関する技術提案

・別紙 1 参照

5. 参加手続き

5.1. 担当部署

〒089-1500 北海道河西郡更別村字更別南 2 線 96-14

Social Knowledge Bank 合同会社 令和 5 年度 分散ストレージ環境に関する調査検討実証業務
企画提案書受付

TEL: 070-8839-7762 E-mail: social.knowledge.bank.2023@gmail.com

5.2. 提出書類及び期日

| 提出書類(別紙 1 参照) | 部数 | 提出期限 |
|----------------|-----|------------------------------|
| 参加表明書【様式-1 全般】 | 1 部 | 令和 5 年 9 月 21 日(木)午後 5 時までに担 |
| 誓約書【様式-2A】 | 1 部 | 当部署まで、電子メール(担当部署へ受信 |

| 提出書類(別紙 1 参照) | 部数 | 提出期限 |
|--|-----|---|
| 出資関心表明書【様式-2B】※ | 1 部 | 確認必須)もしくは、持参または郵送必着 (郵送の場合は、記録が残るものに限る) とする。 ※様式-2B については、合同会社に現在 出資しておらず、今後出資の意向がある 者が提出すること。 |
| 会社概要【様式-3】 | 1 部 | |
| 企画提案書【様式-4 全般、様式-5 全般、 様式-6】 (正本 1 部、副本 1 部) | 1 式 | 令和 5 年 10 月 2 日(月)午後 5 時までに担 当部署まで、電子メール(担当部署へ受信 確認必須)もしくは、持参または郵送必着 (郵送の場合は、記録が残るものに限る) とする。 |
| 見積書【任意様式】 | 1 部 | |

5.3. 提出書類の様式等

(1) 参加表明書

- ・別添の参加表明書を提出すること。
- ・参加資格要件に規定する要件を満たしていることの誓約書を提出すること。

(2) 企画提案書

- ・提出部数は、正本 1 部と副本を 1 部提出すること。
- ・副本については、事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ・用紙は日本工業規格 A4 縦型とする。但し、工程計画や実施体制図については、A4 横型を認める。
- ・企画提案書の構成項目は、別紙 1 のとおり作成すること。

(3) 見積書

本業務に要する経費を記載すること。【任意様式】

6. 質疑応答

本企画提案に関する質疑に関しては、下記のとおりとする。

6.1. 参加表明及び、技術提案書に関する質疑

(1) 質疑方法

別添【様式-7】 質疑書に質問内容を記載のうえ、令和 5 年 9 月 19 日(火)午後 1 時までに担当部署へ電子メールにより提出すること。

なお、質疑者は担当部署へ受信確認を行うものとし、受信確認のなかった質疑は受け付けしたものとみなさない。この場合において、Social Knowledge Bank 合同会社は、電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2) 回答方法

質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、参加資格を有する全ての事業者に対し、令和 5 年 9 月 20 日(水)までに電子メールで送信する。

7. 資料閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。但し、資料の貸与はできない。写真撮影等も不可とする。

(1) R5 助成内容資料の閲覧

- ・資料名：2023年度地方創生推進タイプ(Society5.0型)実施計画
- ・閲覧場所：Social Knowledge Bank 合同会社 オフィス
- ・閲覧希望者は申し込みフォーム^{※1}より申請し閲覧すること
- ・閲覧期間：公示日から技術提案書の提出期限の前日の17時00分まで。

※1

https://docs.google.com/forms/d/1YOd586xDNmmB8BJ79Mk9DSGTOXm4bEQnPdi0k7PcyfA/viwwform?edit_requested=true

審査の方法及び審査結果の通知

審査に関しては、下記のとおりとする。

(2) 審査方法

「企画提案書」「見積書」「ヒアリング」の内容をもとに審査を行い、最も優れていると判断された事業者を受託候補者として選定する。また、参加事業者が1社のみであった場合も審査は行うこととする。

(3) ヒアリング

a) 以下のとおり、ヒアリングを行う予定である。

1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用資料等の使用は可能とする。

出席者は3名以内とする。

実施方法：対面実施を基本とする。場所は別途通知する。また、諸事情によりWeb会議システム(Zoom)を使用することを許可する。その場合の接続等の詳細は別途通知する。

実施期間：令和5年10月4日(水)～令和5年10月5日(木)

開始時間：別途通知する。

説明者：配置予定管理技術者

業務担当者は、ヒアリング時に説明・回答を補助することができる。

業務共同体として応募している場合、代表者以外の業務共同体構成員の担当技術者を説明者とするすることができる。

b) ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ・配置予定管理技術者、配置主担当技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者、配置主担当技術者の業務実績について
- ・取り組み姿勢(業務の着眼点、実施方針)について
- ・評価テーマに対する技術提案について
- ・参考見積について

(4) 審査結果の通知

別途定める選定委員会において審査した採否については、審査結果通知書により参加事業者
に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

8. 仕様書の変更について

審査結果を踏まえて、受注業者決定後、該当業者の提案内容により、仕様書を変更する場
がある。

9. 企画提案に係るスケジュール

本審査に係るスケジュールは、以下を予定している。

| 項目 | 日程 |
|----------------------|---------------------------|
| 実施の公表 | 令和5年9月12日(火) |
| 参加表明/企画提案に関する質疑の受付期間 | 令和5年9月19日(火)午後1時まで |
| 参加表明/企画提案に関する質疑回答日 | 令和5年9月20日(水)までに通知予定 |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和5年9月21日(木)午後5時まで |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和5年9月22日(金)までに通知予定 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和5年10月2日(月)午後5時まで |
| プレゼンテーション | 令和5年10月4日(水)～令和5年10月5日(木) |
| 審査結果通知 | 令和5年10月上旬 |
| 契約締結日 | 令和5年10月上旬 |

10. その他留意事項

- ・提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨
の通知を受けなかった場合は、提案書の提出はできないものとする。
- ・本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、やむをえず外国語で記載するものについては、その日本
語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とする。
- ・書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しないものとする。
- ・提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外には使用しない。

1. 参加表明書の作成及び留意事項

(1) 作成方法

- ・参加表明書は、様式-1 全般及び、様式-2～3 により作成するものとし、文字サイズは 10.5 ポイント以上、PDF 形式とし、資料のオリジナルデータもあわせて提出すること。なお、評価は提出された PDF により行うものとする。
- ・複数の申請書類は、オリジナルデータ以外の全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量 10MB 以内とすること(2 つ以上のファイルは認めない。)。申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式を持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出するものとする。
- ・送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。白黒で表現出来ない(見えない等)場合は、そのまま取り扱う(見えないまま等)。

(2) 関連資料(契約書等の写し)

- ・参加表明者の分散スレージに関する事業及び研究実績として記載した業務に係る契約書等の写し又は業務内容が確認できる資料の写しを提出すること。
- ・公的資格の保有を示すために書類の写しを提出すること。
- ・配置予定管理技術者の分散スレージに関する事業及び研究実績として記載した業務に係る契約書等の写し又は業務内容が確認できる資料の写しを提出すること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

業務実績や公的資格については、業務共同体で応募する場合、代表企業が有している場合は業務共同体として能力基準に達していると認める。

| No | 項目 | 中項目 | 評価内容 | 配点 |
|----|--------------|------------------|---|----|
| 1 | 参加表明者の経験及び能力 | 業務実績 | 過去 10 年間(2013 年 4 月から 2023 年 3 月まで)に分散スレージに関する事業及び研究実績を有する ・0 件：特定しない ・1 件：10 点 ・2 件：15 点 ・3 件：20 点 ・4 件：25 点 ・5 件以上：30 点 | 30 |
| | | 分散型ストレージサーバの運用実績 | 過去 10 年間(2013 年 4 月から 2023 年 3 月まで)に分散型サーバの運用実績を有する。 ・10PiB 以下：特定しない ・20PiB 以下：10 点 ・30PiB 以下：15 点 ・40PiB 以下：20 点 ・50PiB 以上：25 点 | 25 |
| | | 公的資格(個人情報保 | 財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が | 10 |

| No | 項目 | 中項目 | 評価内容 | 配点 |
|----|------------------|----------------|--|-----|
| | | 護/セキュリティ) | 認定するプライバシーマークの資格や、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構の JAPHIC マーク等を有している又は情報セキュリティマネジメントシステム ISMS(ISO27001)認証を取得している 無：0点 有：10点 | |
| | 配置予定管理技術者の経験及び能力 | 業務実績 | 過去10年間(2013年4月から2023年3月まで)に分散ストレージに関する事業及び研究実績を有する ・0件：特定しない ・1件：10点 ・2件：15点 ・3件：20点 ・4件：25点 ・5件以上：30点 | 30 |
| | 当該業務の実施体制 | 実施体制(再委託/共同体制) | 実施体制の妥当性 妥当性なし：0点 妥当性有り：5点 | 5 |
| 計 | | | | 100 |

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は本書及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

- ・技術提案書は、様式-4 全般、様式-5 全般、様式-6 により作成するものとし、表紙含み A4 で 20 枚以内に収めること。
- ・文字サイズは 10.5 ポイント以上、PDF 形式とし、資料のオリジナルデータもあわせて提出すること。なお、評価は提出された PDF により行うものとする。
- ・複数の申請書類は、オリジナルデータ以外の全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量 20MB 以内とすること(2 つ以上のファイルは認めない。)。申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式を持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出するものとする。
- ・送信された技術提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

参加表明書の評価点(100 点満点)と、技術提案書の評価点(400 点満点)を合算した点数で評価を行うものとする。

| No | 項目 | 中項目 | 評価内容 | 配点 |
|----|------------------------------------|--|--|-----|
| 1 | 配置予定 代表担当 技術者の 経験及び 能力 | 業務実績 | 過去10年間(2013年4月から2023年3月まで)に分散ストレージに関する事業及び研究実績を有する ・0件：0点 ・1件：5点 ・2件以上：10点 | 10 |
| 2 | 実施方針、 実施フロー、 工程計画、 その他 | 業務実施方針 | 業務の目的、内容、業務履行のための重要な基準に関して理解度が高く、優れた業務実施体制が確保されている場合に優位に評価する | 30 |
| | | 実施手順 | 業務実施手順を示す実施フローにおいて、業務内容が明示され、工程計画と整合し、手順の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 30 |
| | | なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。 | | - |
| 3 | 評価テーマに 対する技術提 案 | 評価テーマ(的確性) 農業や交通、住民情報 等の安全なデータ管理 技術及び、それらを活用 したビジネスモデル 構築に関する提案 | 多くあるデータ管理技術より、要件への適合や的確性が高く、分散技術の活用が現実的な手法の場合に優位に評価する。 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する。 | 40 |
| | | | 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 | - |
| | | 評価テーマ(実現性) 農業や交通、住民情報 等の安全なデータ管理 技術及び、それらを活用 したビジネスモデル 構築に関する提案 | 提案内容に説得力があり、ビジネスモデル構築が現実的な場合に優位に評価する。 | 40 |
| | | | 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 | 30 |
| | | | 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 | - |
| | | | | |
| 5 | ヒアリング | 専門技術力の確認 | 企画提案に関する内容から、十分な専門技術力を有していることが伺えるか。 | 30 |
| | | 業務への取組意欲 | 企画提案に関する補足説明が明確で、取組意欲が強く感じられるか。 | 30 |
| | | 質問に対する応答性 | 質問に対する応答が明快、かつ迅速か。 | 30 |
| 6 | 価格点 | 費用 | 価格点=100点×(全提案者中の最低見積価格÷当該提案者の見積価格) | 100 |
| 計 | | | | 400 |

技術提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

a) 技術提案の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

b) ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明が不十分等、主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切。